土浦市立図書館雑誌スポンサー制度仕様書

１　概要

土浦市立図書館（以下「図書館」という。）が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該スポンサーの広告を掲載した雑誌を図書館の利用者の閲覧に供するものです。

２　基本事項

（１）雑誌スポンサーは原則として１年間、継続して雑誌を提供できる民間事業者等（個人を除く）とします。

（２）「土浦市広告掲載要綱」及び「土浦市広告掲載詳細基準要項」、並びに「土浦市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項」に定めるところにより実施するものです。

３　申込み

「土浦市立図書館雑誌スポンサー申込書」（様式第１号）に記入のうえ、次に掲げる書類を添付して当該申込書を提出願います。

（１）掲載しようとする広告の原稿

（２）会社概要等が記載されているパンフレットその他雑誌スポンサーになろうとする者が行っている事業等の概要が分かる書類

４　決定通知

図書館は、雑誌スポンサーからの申込内容を審査し、「土浦市立図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書」（様式第２号）により通知します。

５　雑誌の提供等

（１）雑誌スポンサーは、予め通知された受入開始日から図書館に雑誌の提供を開始し、次号からは当該雑誌の発刊日から３日以内にご提供願います。

（２）雑誌スポンサーは、雑誌の納品に係る一切の費用をご負担願います。

（３）納品にあたっては、雑誌スポンサーが指定した書店から図書館に当該雑誌を納品していただきます。

（４）提供する雑誌については、図書館が作成した雑誌リストから選定いただきます。

（５）提供期間は、原則１年間とします。ただし、提供期間満了の２ヶ月前までに、図書館長又は雑誌スポンサーのいずれかに解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

６　広告等について

（１）広告は、広告主名と広告チラシの２種類で、雑誌の最新号のカバーに掲載します。

（２）広告の規格や掲載等については、図１及び図２に示すとおりです。

（３）雑誌スポンサーは、広告内容を記載したものを作成のうえ、予め図書館にご提供願います。

7　雑誌提供の中止

雑誌スポンサーは中止しようとする日の属する月の２月前までに届け出をお願いします。

（図１）

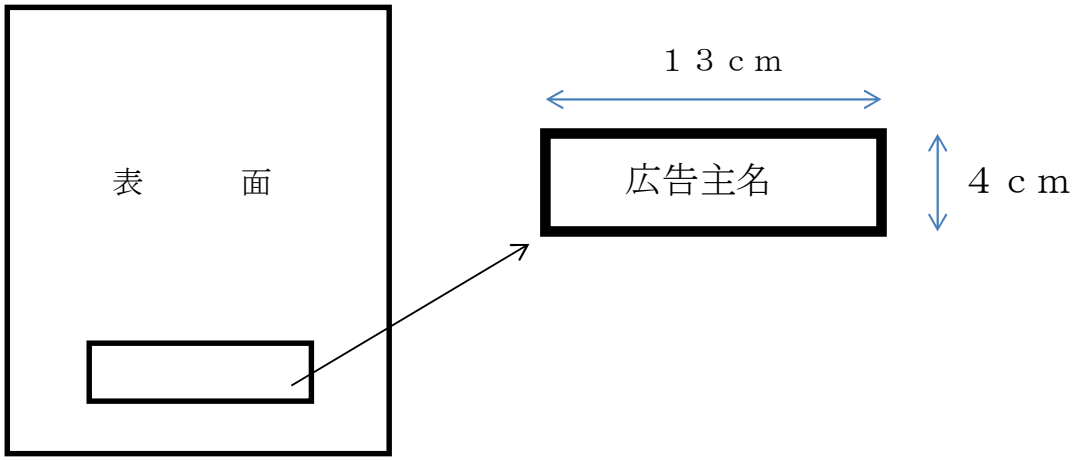

（広告主の掲載について）

◇雑誌カバーの表面は雑誌のタイトルが分かる表紙の面の向きと同じとします。

◇雑誌カバーの表面には広告主名を掲載します。

◇大きさは縦４センチメートル、横１３センチメートルの白色です。

◇位置はカバーの底辺から４センチメートル離した中央部とします。

◇表紙の大きさがＡ４サイズを超える場合は５センチメートル以上離した中央部とします。

◇文字は白色の下地に黒色とします。

（図２）

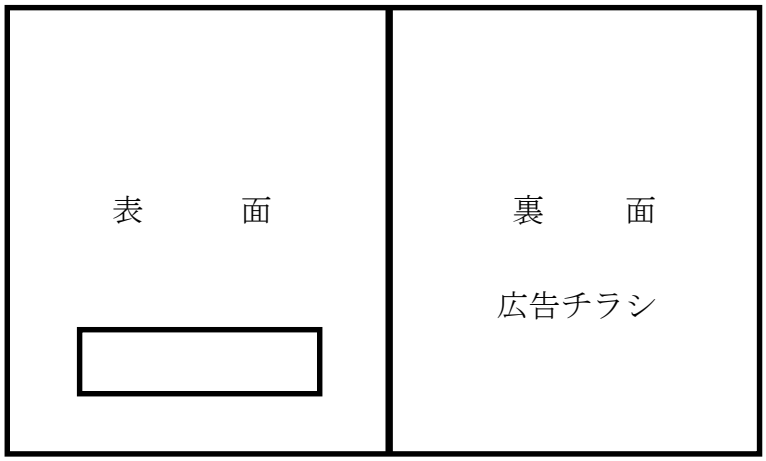

（広告チラシの掲載について）

◇雑誌カバーの裏面に広告を掲載します。

◇広告の大きさは、提供していただく雑誌の大きさ（裏表紙大でＡ４版以内）とします。

◇広告には、広告主の名称、電話番号を明記してください。